

## 人権同和教育小地域懇談会の実施について

（この文書は、北栄町の内部文書として作成されたもので、個人情報保護法による個人情報の取扱いを含む箇所があります。）

＜主 催＞ 北栄町・北栄町教育委員会・北栄町人権同和教育推進協議会

＜実施主体＞ 町内全自治会

＜目的＞

北栄町の将来像である「人と自然が共生し、確かな豊かさを実感するまち」づくりをすすめるため、人権意識の高揚を図る。

その具体的な取組みとして人権同和教育小地域懇談会を開催し、町民一人ひとりが学ぶことをきっかけとして、思いやり・心づかい・支え合いの心・自主自律へと学習参加から行動へと発展するよう努める。

＜期間＞ 9月～11月

＜対象者＞ 全町民

＜場所＞ 各自治会集会施設等

＜時間＞ 2時間程度

＜実施内容＞

|      |  |
|------|--|
| 内 容  | <p>事務局が提案した複数のプログラムから、各自治会の学習したい内容に沿って選択のうえ実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①イラストによる懇談</li> <li>②交流研修（現地交流）</li> <li>③ミニ講演を聞いた後に懇談</li> <li>④ビデオ視聴（身のまわりの問題）の後に懇談</li> <li>⑤ビデオ視聴（同和問題）の後に懇談</li> <li>⑥アンケートによる懇談</li> <li>⑦その他</li> </ul> |
| 訪問者  | <p>・人権同和教育推進指導員（町内在住の有識者）及び人権同和教育推進員（小・中学校教職員、町職員等） 計 4名程度</p>   |
| 特記事項 | <p>①住民視点の話し合いを進めるために、司会者・記録者・会場世話係等の運営は、自治会住民で行う。</p> <p>②少人数の方が話しやすいので、なるべく2分散会に分けて実施。</p> <p>人権同和教育地区推進員会議にて、各自治会の地区推進員のみなさんにお願いしています。</p>   |
| 周知方法 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全戸配布チラシ、音声告知機等で呼びかけ</li> <li>・各自治会において放送による開催周知。</li> <li>・住民のみなさんや自治会内の各種団体役員等への参加呼びかけをお願いします。</li> </ul>   |

※高齢者対象の小地域懇談会については、各自治会老人クラブに別途依頼し実施させていただきます。

## 【お願いしたいこと】

- ◆各自治会で、地域住民が参加しやすい形態を考慮し、開催日時を設定してください。
- ◆参加者が発言しやすい雰囲気・発言の機会をつくるため、原則2つの分散会に分け、懇談を行ってください。
- ◆全体会並びに分散会の司会及び記録は、自治会住民の方でお願いします。

<訪問者> 北栄町人権同和教育推進指導員、北栄町人権同和教育推進協議会推進員（小・中学校教職員、行政職員、教育委員会職員等）（計4名程度）

<懇談会の基本的な日程>

- ①開会
- ②自治会代表あいさつ
- ③日程説明
- ④訪問者自己紹介
- ⑤学習（ビデオ・ミニ講演等） 30分程度
- ⑥懇談（分散会） 1時間程度
- ⑦「まとめ」または懇談の感想（自治会代表または訪問者）
- ⑧閉会 計2時間程度

<周知方法> 懇談会内容を記載したチラシを全戸配布する。

- （既成のチラシでよい場合は、教育委員会で作成し全戸配布します。）
- ・自治会放送（音声告知機）を実施し、自治会役員などへ参加依頼する。  
（放送原稿のサンプルは、教育委員会で作成します。）
- ・自治会内の各団体役員（PTA・消防団など）をとおして会員へ周知する。

<懇談会開催までのスケジュール>

- ① 6月8日（金）第1回地区推進員会議において、教育委員会から学習プログラムを提案。  
(自治会長宛の依頼文を地区推進員に持ち帰っていただく。)
- ②自治会において、地区推進員をはじめ自治会長・自治会役員等で打ち合わせをされて、学習内容・開催希望日時・役割分担等（司会者・記録者〔分散会数と同じ人数〕）を決める。  
※7月9日（月）までに別紙の計画書を大栄庁舎2階生涯学習課人権教育推進室か北条庁舎分庁窓口係に提出してください。〔FAX可 37-3242〕
- ③教育委員会が全自治会の開催希望日時を集約し、日程・訪問者の調整を行う。  
↓
- ④8月17日（金）の第2回地区推進員会議において全自治会の開催日程を確認する。  
開催に係る周知方法、運営方法等について依頼。  
↓
- ⑤各自治会で放送や各団体役員への参加呼びかけを行い、多くの方に参加を促す。  
↓
- ⑥9月から小地域懇談会の実施。自治会は、懇談会の全体会・分散会の司会、記録を行う。  
記録用紙は、懇談会終了後、訪問者へ提出（または1週間以内に教育委員会へ提出）する。